

筆記試験不合格者の優遇措置について（新制度）

書類審査に合格し筆記試験で不合格となった受験申請者は、新制度においては、再試験は研修修了から 5 年以内まで受験が可能であるため、研修修了後 5 年以内に限り書類審査を免除する特別措置を適用致します。

- ・今年度試験での対象

2022 年度の筆記試験不合格者

- ・優遇措置内容

- 1.有効期間

筆記試験不合格となった翌年度以降、研修修了後 5 年以内まで

例：2022 年度筆記試験受験者の場合

2022 年 3 月に研修修了しているため、2026 年の筆記試験まで受験が可能

- 2.受験資格

通常の受験資格（受験要項 II. 受験資格）と同様です。

- 3.申請書類

以下①～③の書類を申請書類提出期間中（受験要項 IV. 日程）に郵送してください。

①循環器専門医資格認定審査申請書

②内科専門医(新制度)の資格証書のコピー(新制度内科専門医一次審査合格証明書のコピー)

③ACLS、PALS 認定カードのコピー

【免除される書類】 ※下記の書類は送付する必要はありません。

- ・循環器内科専門研修修了判定記録書のコピー

- ・研修履歴書、在籍証明書

- ・病歴要約 10 例

受験要項、申請方法、書類の提出先等の詳細は、本会 HP にてご確認くださいませ。